



4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	
	6 澤口 久美		
9 山崎 幸一	10 久保 拓也		12 中原 秋美
	14 秋葉 宏之		16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実		24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
4 北谷 昭一 5 井上 靖 7 和田 利弘 8 千葉 実			
11 渡辺 健一 13 井上 豊 15 花木 慶喜			
18 追永 直哉 21 羽田 雄一 23 藤井 和人			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘 主事 石山 飛翔			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第8回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、15名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、9番 山崎委員及び10番 久保委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和7年7月25日に開催されました、令和7年第7回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>8月7日、北見市、北見プラザホテルにおいてオホーツク農業委員会連合会会長・副会長連絡会議及び第1回役員会議が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日、令和7年第8回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書2ページをご覧ください。 議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。その1、証明願出人・所有者は錦町 ○○○○さんです。土地の所在ですが錦町 ○○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地採草放牧地以外、面積は</p>



により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。  
(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2、利用権の設定をした者は川西 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、川西 ○○○○さんです。土地の所在は川西○○○番○ 外1筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は16,700㎡でございます。利用権の期限は令和14年11月30日までの10年間として受けていましたが、貸主の都合により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

番号3、利用権の設定をした者は栄町 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、上芭露 ○○○○さんです。土地の所在は上芭露○○○番○で、地目は、公簿、現況ともに畑、面積は22,863㎡でございます。利用権の期限は令和8年12月31日までの10年間として受けていましたが、貸借人の都合により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号4、利用権の設定をした者は上芭露 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、上芭露 ○○○○さんです。土地の所在は上芭露○○○番○ 外6筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は14,504㎡でございます。利用権の期限は令和14年11月30日までの10年間として受けていましたが、貸借人の都合により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号5、利用権の設定をした者は上芭露 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、芭露 ○○○○さんです。土地の所在は上芭露○○○番○ 外3筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は15,831㎡でございます。利用権の期限は令和10年11月30日までの4年間として受けていましたが、貸借人の都合により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号6、利用権の設定をした者は上芭露 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、上芭露 ○○○○さんです。土地の所在は上芭露○○○番○ 外2筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は24,533㎡でございます。利用権の期限は令和14年11月30日までの10年間として受けていましたが、貸借人の都合により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

	<p>番号7、利用権の設定をした者は上芭露 ○○○○さん。利用権の設定を受けた者は、東芭露 ○○○○さんです。土地の所在は東芭露○○○番 外22筆で、地目は、公簿、現況ともに畑、合計面積は82,990㎡でございます。利用権の期限は令和14年11月30日までの10年間として受けていましたが、貸借人の都合により令和7年8月8日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p>
事務局	<p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議について。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、農地の所有者から所有権移転に係るあっせんの申し出があった別紙農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められているので、同公社に買入協議を行う通知をされるよう同法第22条の2第2項により湧別町長に要請するものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。所有権移転になります。</p> <p>番号1番、あっせん申出者は、札幌市 ○○○○さんです。買入協議の必要な土地の所在は、川西○○○番○ 外4筆で合計面積は98,504㎡であり、利用目的は普通畑です。あっせん申し出を受けた日は、令和7年7月29日となっており、買入協議が必要な理由としては農用地の買入価格において協議の結果不調のためです。</p> <p>(別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとしします。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書11ページをご覧ください。所有権移転になります。</p> <p>番号1番、所有権の移転をする者は南幌町 ○○○○さん、移転を受ける者は錦町 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西○○番○ 外2筆で合計面積は13,149㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年9月12日で、対価の支払い時期は、令和7年10月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,840,000円です。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、所有権の移転をする者は、札幌市 ○○○○さん、移転を受ける者は錦町 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、川西○○○番○で面積は14,767㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年9月12日で、対価の支</p>

払い時期は、令和7年10月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,067,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号3番、所有権の移転をする者は、栄町〇〇〇〇さん、移転を受ける者は上芭露〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露〇〇〇番〇 外1筆で合計面積は39,918㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年9月12日で、対価の支払い時期は、令和7年10月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,426,000円です。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号4番、所有権の移転をする者は、上芭露〇〇〇〇さん、移転を受ける者は上芭露〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、上芭露〇〇〇番〇 外10筆で合計面積は66,505㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年9月12日で、対価の支払い時期は、令和7年10月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,569,000円です。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号5番、所有権の移転をする者は、上芭露〇〇〇〇さん、移転を受ける者は東芭露〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、東芭露〇〇〇番 外22筆で合計面積は85,740㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年9月12日で、対価の支払い時期は、令和7年10月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,350,000円です。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして議案書12ページをご覧ください

番号6番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街〇〇〇〇さん、移転を受ける者は札幌市〇〇〇〇さんです。所有権移転に係る土地の所在は、富美〇〇〇番 外4筆で合計面積は18,255㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和7年9月12日で、対価の支払い時期は、令和7年11月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,008,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続いて議案書13ページ賃借権になります。

番号1番、利用権を設定する者は芭露 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。土地の所在は福島○○○番○○ 外11筆で合計面積は162,642㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年9月12日から令和11年11月30日の5年間で、金額は年650,000円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長           これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同           (なしとの声)

議 長           質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同           (異議なしとの声)

議 長           異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。

議 長           総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。  
これで令和7年第8回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会           14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員